

広島市土地利用審査会条例

〔昭和55年2月27日〕
条例第2号

改正 平成8年3月28日条例第8号
平成18年3月29日条例第7号
平成26年3月28日条例第11号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第10項の規定に基づき、広島市土地利用審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が召集する。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、都市整備局において処理する。

(委任規定)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第8号 抄)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日条例第7号 抄)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第11号 抄)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

[参 考]

(国土利用計画法)

第39条

3 土地利用審査会は、委員5人以上で組織する。

(略)

10 第3項から前項までに定めるもののほか、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。